

藤原師実の詠歌

— 集成と考証 —

花 上 和 広

Kazuhiro HANAUE

— はじめに

藤原師実は、御堂関白藤原道長の孫にあたり、道長・頼通・師実とつづく撰閑家の頂点に立つ人物である。彼らは、歌壇や後宮を後ろからバックアップする人—いわゆるパトロンの存在と見なされるが、彼らはパトロンと同時に立派な歌人でもあった。

本稿は、その中の一人、師実の詠んだ和歌について、一首一首、集成し、考証を試みるものである。師実の詠歌は、『師実集』断簡（以下『師実集』と呼ぶ）や勅撰集、私撰集、私家集等から集めることができるが、一首ごとに詠作の場に言及することにより、ひい

てはこの期の歌人たちの動向や和歌活動の動静についても把握できよう。

ところで、『私家集大成中古Ⅱ』（昭和五十年、明治書院）によれば、『師実集』は十六首（詞書のみ）の箇所が二首分あるが、それはここでは含まない）あるが、小松茂美氏『古筆学大成』（一九八九—一九九三講談社）によると、さらに以下の三首が付け加えられている。

先ず、『古筆学大成第二十八卷釈文三』（平成三年）に、『榊原家入札目録』（大正五年六月）所載の、

春はなをのこれるものをさくらはなしめのうちにはちりはてに
けり

の歌があげられている。これを『師実集』 a 番歌とする。

次が『古筆学大成第十九卷私家集三』(平成四年)に、経信切として、

老らくの卯杖つきつゝわれそいのるねのひのまつはきみかよは
ひは

をあげられている。小松氏も指摘されているように、これは経信の歌であるが、筆跡等から『師実集』一四番歌の返歌であるとされる。これを『師実集』 b 番歌とする。

最後に新出断簡として、『古筆学大成第十九卷私家集三』に、

康資王母のうすはな

さくらのうたを判者

経信大納言くれなるの

さくらは詩にはつくりは

へれと歌によみたること

なんなぎと難しまう

しければあしたにか

の康資王母のかりのたう

ひつかはしける

しら雲はたちへたつれとくれなるの

うすはなさくらこゝろにそそむ

という歌をあげている。これを『師実集』 c 番歌とする。

右の三首を取り込んで、現存『師実集』とその他出文献をあげる
と次のようになる。なお『師実集』の歌番号は『私家集大成』の
ものを使用した。

師実集	他出文献
師実集 (一)	ナシ
師実集 (二)	ナシ
師実集 (三)	新千載集 (春上、八三三)、題林愚抄 (春三、九八六)
師実集 (四)	新古今集 (春下、一〇二二)、和歌口伝 (一七五)、題林愚抄 (春三、九二五)、定家八代抄 (春下、一一〇)
師実集 (五)	後拾遺集 (秋上、三三二九)、和歌一字抄 (五五三、七九六)、題林愚抄 (秋一、三三四六)
師実集 (六)	ナシ
師実集 (七)	ナシ
師実集 (八)	秋風集 (賀、六四六)
師実集 (九)	ナシ
師実集 (一〇)	ナシ
師実集 (一一)	続古今集 (秋上、四〇二二)、雲葉集 (秋中、五二九)、秋風集 (秋上、三三七)、題林愚抄 (秋三、四一〇二)
師実集 (一二)	ナシ
師実集 (一三)	撰津集 (三)
師実集 (一四)	新千載集 (慶賀、二二九七)、大納言経信集 (五)
師実集 (一五)	大納言経信集 (六)
師実集 (一六)	新後拾遺集 (慶賀、一五三七)、万代集 (賀、三七六六)
師実集 (一七)	千載集 (賀、六一六)、月詣集 (正月附賀、七三三)、袖中抄 (七六九)、題林愚抄 (雑、九〇四九、賀、一〇六一)
師実集 (一八)	二、定家八代抄 (賀、六〇二)、歌枕名寄 (二八五)
師実集 (一九)	新勅撰集 (神祇、五四八)、続古事談卷二

師実集 (c)	詞花集 (春、一九)、高陽院七番歌合 (七二)、康資王母集 (一九)、今鏡 (藤波の上、五六)
---------	---

よつて、『師実集』は現段階では十九首が確認されるが、そのうち、『師実集』一三番歌と『師実集』b番歌は他人詠なので、師実自身の詠歌は都合十七首となる。

次に、『師実集』との重複歌を除いた、勅撰集に収められた師実詠とその他出文献を示すと、左のとおりである。

勅撰集	他出文献
金葉集 (賀、三二九)	ナシ
千載集 (春上、四三)	続古事談卷一、中右記寛治七年三月八日条
千載集 (春上、五〇)	続詞花集 (春下、三九)
続後撰集 (秋中、三二八)	万代集 (秋下、一〇二九)
続後撰集 (恋二、七七五)	万代集 (恋三、二二五七)、歌枕名寄 (五一六六)
続千載集 (夏、二五四)	題林愚抄 (夏上、二二一七)
続後拾遺集 (賀、六一一)	ナシ
新続古今集 (賀、七五二)	題林愚抄 (賀、一〇六一〇)

次に『師実集』との重複歌を除いた、私撰集に収められた師実詠歌を示す。

私撰集	他出文献
夫木抄 (春四、一一一五)	ナシ
万代集 (雜三、三二二三)	夫木抄 (雜八、二二三七)、榮花物語 (布引の瀧、六一四)

次に私家集における師実詠に移る。私家集の場合、人物特定がむずかしいところがあるが、現時点で詠者が師実だと推定できるもの

に次のような歌がある。

私家集	他出文献
伊勢大輔集 I (七九)	ナシ
康資王母集 (二五)	ナシ
肥後集 (二六)	ナシ
摂津集 (二)	ナシ
下野集 (一一一)	ナシ

その他『後二条師通記』に師実詠は、次のように二首見られる。

後二条師通記	他出文献
寛治七年七月七日条	ナシ
寛治七年十月四日条	ナシ

以上、師実の詠歌について表にまとめると、次のようになる。

『師実集』断簡	十七首
勅撰集	八首
私撰集	二首
私家集	五首
古記録	二首
合計	三十四首

師実の詠歌三十四首を見出すことができた。このように重複する歌が多いので、掲出するにあたっては、『師実集』断簡、勅撰集、私撰集の順に優先させた。但し、出典のはっきりした歌の場合、そちらを優先させている。なお、これらの歌について、どのような場で詠まれたのか、詞書なども加味して以下に集成していく。

まず最初に、右にあげた三十四首の師実詠で、年時のわかる歌、

あるいは年時の推定できる歌について、年時の早いものから順次、番号を付して考察していくこととする。年時未詳歌については、最後に一括した。

なお、三十四首一度にあげるのも煩瑣になるので、天喜く康平年間、延久く承保年間、永保く康和元年、の三つに分けた。天喜く康平年間（一〇五三〜一〇六四）とは、師実が天喜元年（一〇五三）に十二歳で元服し、その後権大納言、内大臣を歴任した時代で、十二歳から二十三歳にあたる。治暦年間には師実の歌は見出せず、延久く承保年間（一〇六九〜一〇七六）は師実二十八歳〜三十五歳にあたり、右大臣から左大臣へ、又氏長者となり、関白になった時代である。承暦年間には師実詠は見出せない。永保く康和元年（一〇八三〜一〇九九）は、師実四十一歳〜五十九歳にあたる。

師実ならびに『師実集』断簡に関して管見に入った論には、

久曾神昇氏「京極関白集切」（同氏『仮名古筆の内容的研究』昭和五十五年、ひたく書房）

久保木哲夫氏「『予楽院模写鑑』と家集切」（同氏『平安時代私家集の研究』昭和六十年、笠間書院）

久保木哲夫氏「京極関白師実とその和歌活動」（山岸徳平先生記念論文集刊行会『日本文学の視点と諸相』平成三年、汲古書院）

小松茂美氏「古筆学大成十九卷」（一九九二年、講談社）

久保木秀夫氏「散佚歌集切集成本文篇」（国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』第二十三号、平成十四年十一月）

などがある。それらを適宜参照しつつ、検討を加えたい。特に久保木哲夫氏の論文「京極関白師実とその和歌活動」は、『師実集』断簡を中心にして、師実の和歌活動全般にわたって詳しく考察がされ

たもので、本稿をなすにあたり大いに参考にさせていただいた。本稿で久保木氏のご論という言い方の時は、すべてこの論文をさす。考証していくと、氏のお考えと重なる箇所もあったが、氏の触れられなかった点や新たに筆者が気づいた点を中心に述べていくことにする。

二 天喜く康平年間の詠歌

『伊勢大輔集』（I）の次の贈答が、年時の最も早い歌である。以下、本文は『師実集』断簡と一部の私家集は私家集大成に、他は新編国歌大観によった。

同じ宮に候ふむすめの、御まへにありつるとてちひさきうりをおこせたりしに

はがくれずたちもいではやこまのうりのそのつらにこそならまほしけれ（七八）

大納言殿御覧じて、御返

①君をのみこまののうりとまつものおなじつらにもなりてみよかし（七九）

かたじけなくうつくしうおほせられたりしかば立ちかへり世をつがむことはさらなりしきしまのみちをさへこそ君はしりけれ（八〇）

右の「大納言殿」は師実をさすことと思われる。「宮」とは後冷泉天皇皇后四条宮寛子のことで、寛子は師実の同母姉にあたる。

この一連の贈答は、寛子に仕える女から、御前のおさがりである小さい瓜を届けてよこしたことから、伊勢大輔が歌を贈り、師実が

返歌し、再度伊勢大輔が歌を師実^に贈ったというやりとりである。

『伊勢大輔集』における登場人物の呼称について、久保木哲夫氏は、家集を編み、詞書を執筆したと思われる康平三、四年当時によるもの、であるという。それまでに没している人は最終的な官職名で呼称されているが、存命の人は康平三、四年の当時のもので呼称されている。いくつかの例外はあるが、全体としてはほぼ統一性があると見てよい、とされる(『伊勢大輔集注釈』貴重本刊行会平成四年)。

師実は権大納言職を経ているが、その地位にあつたのは、天喜六年(一〇五八)から康平三年(一〇六〇)までの間である。年齢でいえば、十七歳から十九歳にあたる。八〇番歌の詞書に「かたじけなく」からは、年少すぎて困るが、「うつくしうおほせられたりしかば」とあるので、あるいは師実が権大納言になる以前の、十四、五歳であつてもよいかと思われ、最初に置いたものである。

次に年時を推定できるものに『師実集』三番歌がある。

花色映月

②つきかげのはれゆくまゝにさくらばなそこともいと見えぞわかれぬ(三)

この歌は『新千載集』(春上、八二)に「康平三年三月八日家に、花色映月といへる事を講じ侍りけるによめる」の詞書で載っている。「康平三年」に師実は十九歳。従二位・権大納言であつた。

なお、「花色映月」題で、次の歌が『和歌一字抄』(四二二)に見られる。

映

花色映月

平経章

山桜枝にとまれる月影を花の光とおもひけるかな

作者「平経章」は、堀河天皇の東宮時代の春宮亮を勤めた人物で、承保四年(一〇七七)に痲瘡で没した。『後拾遺集』(恋一、六〇九)の歌人で、『続詞花集』(恋上、五二二)や『出羽弁集』(一)にもその名が見える。時代的には合うので、経章の歌もあるいは同じ折のものかと考えられる。

次は『康資王母集』(二四、一二五)に見える贈答である。

おまへの前裁のをかしきを、大殿御覧じて、人人のねいりたらんをりにをらせにまゐらせんなどあらがはせ給ふに、ながふさの少将のをりにまゐりて、見つけられてにげしうしろでのをかしさまうしし

まことにや花はねながらあらはれしまもる人めは雨ならねどもおほとこの御返し

③人目をば何かつつまん秋の花色にいでてこそひきもうゑしか

「大殿」とは師実のこと。この贈答からはつきりした詠作年時はわからないが、同じ折と思われるエピソードが『四條宮下野集』(二一〇、一一一)に次のように見られる。

大納言殿、宮の御ぜんのせんざいたけたかし、とてわらひまうさせたまひて、しられまゐらせでをかしげならむうゑかへむ、とのたまはするを、心ならず、みつけまゐらせんとあらがひまうす、さらにしられじ、とあらがはせたまふ、八月十よ日、この月のうちと申して、夜ごと女ばうたかはりがはりおきてみるに、ここにまぼりしよしもいみじうをかしきさまにしたてて、もてまゐらせたまひける、なんでんのかたよりよなかずして、人人のけしきして、いと

しるくききつけまゐらせて見ぬたれば、御ぜんのつぼに
いるやりのひに、すなごをいれてほそくあけておきたるを、
いとしのびてあけさせたまふに、なれば、あけさしあけさ
しする、をかしとみるたるに、あけて人いりてせざいもて
いれむとするほどに、あふぎうちならし、かくみたてまつ
る、とおどろかしたるに、にげていづる人あふぎをおとし
てけり、とにとの御こゑもしてわらはせたまふなり、し
のびであふぎとりにかへりいりたるは、ながふさのきみな
りけり、みそかにえうゑえで、をかしきさまなるだいでも
したててあらはれて、うゑおきてかへらせたまふ、ひんが
しおもてにて中将にたいめんしてわらひきこゆ、又の日、
大納言どののまゐらせ給て、ながふさがまうすは、かかる
がうのもののもりける夜しも、などてしつらむとなむ申
す、などまうさせたまふに、とう三条殿にまゐりて、しら
れまゐらせであるかむ、とあらがひまうす、ありかでもあ
りききとあらむは、とのたまはすれば、まゐりたりけりと
しるしおきてかへらむ、とまうす、まことにありきたまは
むに、しらではいかでかあらん、とのたまはせて、その夜
より、いもねで人人まもらせ給、やのうへにさへ人のぼせ
ておかせたまへり、いるべきみちにうしをさへたてふたぎ
てなん、とさへあないすれば、まゐりかよふをとこたちの
かたるに、いとおどろおどろしく、十日ばかり、きけば、
いかがすべからむとおもへど、さてのみあらんやは、とて、
しかのかたをいとをかしげにつくりて、あをきうすやうを
はぎのはにやりて、しかにおしつけて、かきつけて、よ中

ばかりにとう三条殿にまゐりぬ

つゆおきてたれかは見けるさをしかのしがらみふする野べの秋
はぎ(一一〇)

ひんがしのつぼにむかひてすませたまふに、いらむとすれ
ば、いるべきくちにまことにうしたちたり、ぐしたりしさ
ぶらひよしのりしてのけさせて、ぐしきこえたるわかき女
ばうたちはおぢさわぎたまふに、みそかにいりて、はぎの
したにこのしかをたておきて、かへるとて、みかうしをひ
きみれば、まもるとてかけざりければ、ひきあけられたる
かうしのもとに人人十人ばかりねたり、もやに、殿はいと
あらはにみき丁うちあげてねさせたまへり、をかしうて、
あふぎしてはしをたかやかにうちたたきて、いみじうもお
ほとのごもりたるかな、と申しかけていそぎかへりぬ、ね
たる人人、ねくたれておきあがりてさわぐ、御かへし、あ
けぼのに宮のみすにぞさされたりし

④しがらみにいつしかこなむと思ふにははぎにおきたるつゆやと

もいはず(一一一)

『下野集』では下野と師実の贈答歌が載っている。「大納言殿」とは師実をさす。「康資王母集」に比べて『下野集』の方が、登場人物の行動や場面がくわしく書かれている。ただ長房について『康資王母集』では「ながふさの少将」と呼んでいるのに、『下野集』では「中将」となっているの、詠作年時が特定しにくいという問題はあつた。また『下野集』中においても、師実の大納言在任期間(天喜六年四月〜康平三年七月)と長房の中将在任期間(康平四年二月以降)が合わず、その呼称から年時をはっきりと特定はしにく

いのである。

但し、橋本不美男氏『王朝和歌史の研究』（昭和四十七年、笠間書院）や清水彰氏『四條宮下野集全釈』（昭和五十年、笠間書院）は『下野集』の配列等から推して、この詠作年時を康平二年または康平四年の秋とされている。『康資王母集』でも人物の呼称と詠作年時が必ずしも一致しているとはいえないが、長房の少将在任期間（長久四年九月～康平四年二月）と『下野集』の配列から推定年時を考え合わせると、『康資王母集』（二四・二五）と『下野集』（二一〇・一一一）の贈答歌の詠作年時は、あるいは康平三年秋の方がふさわしいように思われる。

次は『師実集』四番歌である。

康平四年三月四日、宇治にて、望山花

⑤しらくものたなびくやまの山ざくらいづれをはなとゆきておら
まし（四）

この歌は、『新古今集』（春下、一〇二）に「内大臣に侍りける時、望山花といへる心をよみ侍りける」の詞書でとられている。詠作年時は康平四年三月四日で場所は宇治別業。師実は二十歳で、従三位・内大臣という官位・官職であった。

三 延久～承保年間の詠歌

『金葉集』（賀）に次の歌がある。

前々中宮はじめてうちへいらせ給ひけるに、ゆきふりて侍
りければ、六条右大臣のもとへつかはしける

宇治前太政大臣

⑥ゆきつもるとしのしるしにいとどしくちとせのまつのはなさ
くぞ見る（三二九）

かへし

六条右大臣

つもるべしゆきつもるべし君がよはまつのはなさくちたびみる
まで（三三〇）

久保木哲夫氏のご論考や新日本古典文学大系『金葉和歌集詞花和歌集』（柏木由夫・川村晃生氏校注）に、この贈答についての言及がある。それによると、『金葉集』においては、師実のことを「宇治前太政大臣」と呼び、頼通のことを「宇治入道前太政大臣」と呼称しているという。従って、⑥の「ゆきつもる」の歌は師実詠である。また⑥の詞書に「前々中宮はじめてうちへいらせ給ひけるに」とあるが、「前々中宮」とは賢子のことであり、『扶桑略記』延久三年三月九日条に賢子が入内した記事が見えるので、その詠作年時は延久三年（一〇七二）三月九日といえる。

『師実集』一四・b 番歌は、次の歌である。

正月七日、経信大納言のもとにのたうびつかはしける

⑦あらたまるうづゑをつきて千とせふるきみが子日のまつをこそ
見れ（一四）

おほんかへし

老らくの卯杖つきつゝわれぞいのるねのひのまつはきみがよは
ひは（b）

この贈答については久保木氏のご論に言及がある。それによると、詠作年時は承保二年正月七日とされる。⑦の歌は『新千載集』（慶賀、二二九七）に「正月七日、大納言経信のもとにつかはしける」の詞書でとられている。

『師実集』八番歌は次の歌である。

承保二年四月十八日、清涼殿にて、久契明月といふ題を講
ぜられけるによみたまひける

⑧ちとせへむことはさらなりきみが世のひかりまされるなつの月
かな(八)

同じ詠が『秋風集』(賀、六四六)に次のように見られる。

承保二年四月十八日、中殿にて、久契明月といふことを講
ぜられけるによみ侍りける 京極の前関白

ちとせへむことはさらなり君が代のひかりまされるなつの月か
な(賀、六四六)

左京大夫きむふさ

かねてよりしるくも有るかな雲の上にひさしかるべき月のひか
りは(賀、六四七)

「かねてより」の歌の作者「左京大夫きむふさ」は藤原公房のこ
と。延久四年十二月、藏人頭となる。承保二年六月、参議となり、
左京大夫・左兵衛督を兼ねる。

その他の歌で同じ折に詠まれたものとしては『万代集』(賀)に
見える次の二首があげられる。

久契明月といふことをよませ給ける 白河院御製

しづかなるけしきぞしるき月かげのやほよろづ世をてらすべ
れば(三七五七)

大宰権帥経信

よろづ世とつきをあかなくちぎるかなあまてる神にいのりかけ
つつ(三七五八)

右の白河院御製は、「承保二年四月清涼殿にて、久契明月といふ

ことを講ぜられけるついでに」の詞書で『玉葉集』(賀、一〇六八)
に、経信の「よろづ世と」の歌は「久契明月、内裏にて」の詞書で
『大納言経信集』(一一二)に見える。

『師実集』七番歌は次の歌である。

大井河におはしまして、水辺紅葉

⑨おくやまのみねのみちばみなそこにながると見れどるせきに
よどむ(七)

同じ折に詠まれたと思われる歌が次に示す歌である。

宇治前太政大臣、大井河にまかりわたりたりけるにまかり
て、水辺紅葉といへる事をよめる 大納言経信

おほるがはいはなみたかしいかだしよきしのみぢにあからめ
なせそ(金葉集二度本、秋、二四五)

水辺の紅葉をよめる 藤原行家朝臣

おほ井河きしのみぢの色にいでてをりにあへりとみゆるけふ
かな(金葉集初度本、秋、三六一)

京極前関白、大井河にまかりて、水辺紅葉といふことをよ
み侍りけるに 堀川左大臣

となせがはおとにはたきとききつれどみればもみぢのふちにぞ
ありける(続古今集、冬、五六四)

右の経信の「おほるがは」の歌は、『大納言経信卿集』(経信集I
七三)や『和歌一字抄』(五七)に、堀川左大臣の「となせがは」

の歌は『万代集』(秋下、一一二八)や『和漢兼作集』(八八三)に
とられている。右三首とも年時について何も記されていない。新日本
古典文学大系『金葉和歌集詞花和歌集』の脚注にも詞書について何
の注釈も加えていないが、これは次に示す『水左記』承保二年九月

十日条と関わるものであろう。

天晴、此日左府泛遊大井河、有管絃和歌事、於大井出題、挂第而講之、有序代、作者有綱朝臣、

「左府」とは師実のことで、『水左記』の筆者は「となせがは」の詠者「堀川左大臣」源俊房のことである。師実一行は大井河で舟遊びをし、管絃和歌事が行われたとあるが、この折に一連の歌も詠じられたものと思われる。

ところで、この大井河の遊びは余韻さめやらず、さらに十三日に和歌会が催されたらしい。『水左記』承保二年九月十三日条に非常に興味深い記事がある。

晴、及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊花、經歲恋、題者講師式部大輔実綱朝臣也、無序、上達部殿上人等數十輩所被会合也、子刻許事了各退出、

「左府」こと師実第で、「月照菊花」「經歲恋」の題で和歌会があった。題は十日の序代を提出した実綱である。「上達部殿上人等数人輩」が参会した。『続後撰集』（恋一）に次の歌がある。

題しらず 京極前関白太政大臣

⑩としをふるおもひなりけりするがなるふじのたかねにたえぬけ
ぶりは（七七五）

とある。同じ歌が『万代集』（恋三、一二五七）には、「経年恋といふことを」と題し、「京極前関白太政大臣」の作者名で見える。つまり師実がこの十三日に詠んだことになる。歌題「経年恋」を持つ歌は、『大納言経信集』（二三五）にも、

大殿にて、経年恋

あふことをいつともなくてあはれわがしらぬいのちにとしをふ

るかな

と見える。因みに「大殿」とは師実第のこと。同じ折の詠となろう。また次に示す『後拾遺集』（恋一、六六一・六六二）の、その左大臣（俊房）、右大臣（顕房）の詠歌には、

関白前左大臣家に人人経年恋といふ心をよみはべりける

左大臣

われがみはとがへるたかとなりけりとしはふれどもこるはわすれず

右大臣

としをへてはがへぬやまのしひしばやつれなき人のこころなる

らん

と見え、「関白前左大臣家」とは師実第をさし、やはり同じ十三日の折の詠であろう。「経歲恋」題を持つ、師実の歌、および経信・俊房・顕房の歌は、この折に詠まれたものと思われる。

『師実集』十番歌は次の歌である。

承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜に

⑪ときはなるちとせのまつともろともにつるのかひこをくりかへ
し見る（一〇）

久保木氏のご論によると、右歌の詠作年時は承保三年四月十三日とされる。九夜儀は中宮賢子の里方である、師実第で行われたのであろう。後二条関白内大臣（師通）や実季が次のように歌を詠んでいる。

承保三年四月、皇女の九夜に 後二条関白内大臣

おひそむるふたばのまつゆくすゑはかねてはるかにたのもし
きかな（万代集、賀、三七六七）

承保三年四月中宮の皇女隆誕の九夜によみ侍りける

贈太政大臣さねすゑ

ふた葉よりしるくぞ有りける姫小松千よにさすべき枝のけしきは(秋風集、賀、六五六)

「贈太政大臣さねすゑ」とは藤原実季(一〇三五―一〇九二)のことで、公実、苡子等の父にあたる。寛治五年(一〇九一)十二月廿四日に薨去。正二位大納言であった。娘苡子に皇太后が追贈された折、実季にも正一位太政大臣が追贈された。

『師実集』九番歌は次の歌である。

おなじとし、みかりの行幸の日、大井河にて

②かめやまのみぢば、やくおほるが□ながれてたえぬにしきなりけ□(一九)

『師実集』四番歌―十番歌は一連の歌がまとまった断簡である。右の詞書に「おなじとし」とあるが、その前の八番歌の詞書は、

承保二年四月十八日、清涼殿にて、久契明月といふ題を講ぜられけるによみたまひける

とあるので、普通に考えれば、「おなじとし」とは「承保二年」をさす。しかし、承保二年に御狩行幸の記事は古記録等に見出せない。

詞書に「みかりの行幸の日」とあるので、ここは、承保三年十月の白河院大井河御狩行幸ではないだろうか。『扶桑略記』承保三年十月二十四日条に「行幸大井河。御鷹追遙也、」とあり、『後拾遺集』の次の歌も同じ折のもので、白河天皇の御製である。

承保三年十月、今上みかりのついでに、大井川にみゆきせ

させ給によませたまへる

御製

おほるがはふるきながれをたづねきてあらしの山のみぢをぞ

みる(冬、三七九)

この承保三年十月の白河院行幸和歌は和歌史においても重要な行幸和歌であり、すでに橋本不美男氏が言及されている(『院政期の歌壇史研究』昭和四十一年、武蔵野書院)。

次は、『栄花物語』(布引の瀧)に、師実一行が布引の瀧を見にいった折の一連の歌があり、その中に師実の歌が見える。「殿」関白殿」とは師実のこと。

その頃、殿、布引の瀧御覧じにおはします。道の程いとをかしう、さまざまの狩装束などいふ方なし。業平がいひ続けたる様にぞありけむかし、
関白殿

③晒しけんかひもあるかな山姫の尋ねてきつる布引の滝(六一四)

右歌は『万代集』(雑三)に次のように見られる。

布引滝見にまかりて侍りけるとき 京極前関白太政大臣

さらしけむかひもあるかなやまびとのたづねてきつるぬのびきのたき(三二二二)

久我太政大臣

たちかへりいくたのもりのいくたびも見れどもあかぬ布引のたき(三二二四)

また、③の歌は初句に異同はあるが、『夫木抄』(第二十六、雑八)にも次のように載っている。

ぬのびきの瀧、撰津

御集

宇治入道関白

さらしけるかひもあるかな山ひめのたづねてきつる布びきの瀧(二二三三七)

作者名が「宇治入道関白」となっているが、通常この呼称は頼通をさす。ここは師実の誤りであろう。この点についてはすでに久保木秀夫氏が言及されている（「関白頼通の和歌―集成と考証―」（下）『語文』百二号平成十年十二月）。

この師実一行の布引瀧御遊について、『新編日本古典文学全集栄花物語三』（小学館、一九九八年）によると、「師通と雅実の官名によれば、承保二年（一〇七五）正月十九日から十月三十日までの間のことか」とする。が、『栄花物語』のこの師実布引の瀧の話に続く「年かはりぬれば承保四年といふ」という記述を信ずれば、承保三年となる。いずれにしても、承保二・三年の詠と考えられる。

四 永保く康和元年の詠歌

『続千載集』（夏）に次の歌がある。

永保元年内裏にて、暮天郭公を

京極入道前関白太政大臣

⑭人とはでおのれぞなのる郭公くれゆく空を過るひとこゑ（二五四）

右の詞書によれば、永保元年に内裏で歌会が行われた。歌題は「暮天郭公」。この歌会は史料等に見出すことができないが、同じ折に詠まれたらしい歌がいくつか指摘できる。白河院御製が『続後拾遺集』（夏、一八三）に次のように見える。

位におましましたしける時、うへのをのこども、暮天郭公といふことをつかうまつりけるついでに 白河院御製
夕日さす空にかたらふほととぎすけふはこれこそ初音なりけれ

また御製は『秋風集』（夏上、一六〇）にも次のように載っている。

暮天郭公といふことをよませたまける

白河院のおほみうた

いりひさすそらにこゑするほととぎすけふはこれこそ初音なるらめ（一六〇）

贈太政大臣さねすゑ

九重にまつかひありてほととぎすいまぞなくなるゆふぐれのそら（一六一）

右の一六一番歌も当然ながら、前歌一六〇番歌と同じ折の歌と考えられる。

他には『万代集』（夏、六三七）に、

永保元年内裏にて、暮天郭公といふ事を 藤原伊家

いづかたへゆくとかしらむほととぎすただひとこゑのゆふぐれのそら

が載っている。『大納言経信集』（六八）にも、

暮天郭公

ゆふさればくもぢすぐなるほととぎすよはにやなかむみやまべのさと

が載っているが、おそらく同じ折の詠であろう。

この歌会の参加者で判明しているのは、白河院、師実、実季、経信、伊家である。時に師実は四十歳、従一位関白左大臣であった。

『続後拾遺集』（賀、六一）に次の歌がある。

永保四年内裏にて、子日を 京極入道前関白太政大臣

⑮百敷にねのびの松を引裁ゑてきみが千とせぞ兼て知らるる
同じ折に詠まれた歌は、勅撰集では次のようなものが見られる。

今上、六条におはしまして、上達部うへのをのこともなか
じまにわたりて、子日しはべりけるによみはべりける

右大臣北方

そでかけてひきぞやらねぬこまつばらいつれともなきちよのけ
しきに(後拾遺集、賀、二二八)

右歌の「今上」とは白河天皇、「六条」とは中宮賢子の実父源頭
房邸(里内裏)をさす。作者は中宮賢子の実母顯房室。永保二年
(一〇八二)七月、内裏焼亡により、堀河院・六条院・三条院等を
里内裏とした。詳しくは後述するが、ここは応徳元年(一〇八四)
のことだろう。他には、

永保四年、内裏子日に

大納言経信

ねの日するみかきのうちの小松ばらちよをばほかの物とやはみ
る(新古今集、賀、七二八)

権中納言通俊

ねのびする野べのこまつをうつしうゑて年のをながく君ぞ引く
べき(新古今集、賀、七二九)

六条内裏にて、子日せさせ給ひけるによめる

大納言経信

ここのへのみかきはらの小松ばらちよをばほかのものとやは
みる(金葉集三奏本、春、二二四)

永保四年、中宮子日に

贈太政大臣経実

めづらしききみがねのびのまつをこそ万代までのためしにはひ
け(続古今集、春上、二二六)

永保四年、内裏子日に

久我太政大臣

ここのへの霞のうちにひく松はけふをや千代のためしにもせん

(新千載集、春上、二一〇)
があげられる。

私撰集では次のような歌がある。

承保四年、内裏に子日せさせ給ひけるに 大納言経信

ねのびするみかきのうちの小松原千代をばほかの物とやは見る

(続詞花集、春上、七)

永保四年正月、中宮子日に

按察使宗俊

ちとせふるねのびのまつもきみが世にいまいくたびかおひかは
るべき(万代集、春上、四七)

なお、右の『続詞花集』(七)の詞書「承保四年」は「永保四年」
の誤りであろう。先にあげた『新古今集』(七二八)と同じ歌だか
らである。

私家集では、次のような歌が見られる。

中宮子日に

ねの日するみかきのうちのこまつばらちよをばほかのものとや
は見る(大納言経信集、二)

六条内裏子日、さわらび

はるの日にのべのさわらびもえにけりけぶりやそらのかすみと
はなる(江帥集、九)

上野理氏(『後拾遺集前後』)等がすでに指摘されているが、右に
あげた詞書の中で『続後拾遺集』『新古今集』『金葉集(三奏本)』
等では「内裏にて、子日を」「内裏子日に」「六条内裏にて、子日」
などと記されているのに対して、『続古今集』や『万代集』では
「中宮子日に」とある。内裏で行われた行事なのか、中宮方で行わ
れた行事なのか、はっきりしない点がある。経信の「ねの日する」

の歌は勅撰集・家集の両方に見えるが、詞書が勅撰集では「内裏子日に」となっていて、家集では「中宮子日に」となっている。歌は同じなので、当然同じ折のものだとはわかるが、なぜ詞書が違うのであるうか。古記録等には、例えば、『百鍊抄』応徳元年正月廿四日条に「殿上子日興」とある。この廿四日は「王子」で子の日にあたる。白河院が堀河院から六条内裏（里内裏）に移ったのは永保四年（応徳元年）正月廿二日であるから、遷御後、まもなくここで内裏歌会をひらいたものであろう。関根慶子氏は『大納言経信集』（日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』所収）の詞書「中宮子日に」について、次のように言及されている。「六条は賢子の実父顕房卿の存した所だからここに内裏を移されたらしく、……六条内裏で賢子主宰の子日か」とされる。従うべきであろう。中宮賢子主宰の子日の行事が六条内裏で行われたが、里内裏であったため、「内裏子日に」というような表現もされたのであろう。

『夫木抄』（春四）に次の歌がある。

中殿御会、花契多春

京極関白

⑩ちよまでと咲きぞはじむるさくら花みかきのはらにほりうゑし
より（一一一五）

家集、花契多春

大納言経信卿

百敷のみかきの原のさくら花はるしたえずはにははざらめや
（一一一六）

右の二首は同じ歌題なので、同じ折に詠まれたものと考えられる。「ちよまで」との歌は他に見出せないが、経信詠の「百敷の」の歌は、『新拾遺集』（春下、一一一）に「題しらず」として収められているし、『統詞花集』（春下、三七）にも次のように載っている。

白河院御時、花多春をちぎると云ふ事を人人よませ給ひけるに
大納言経信

百敷やみかきのはらの桜ばな春したえずはにははざらめや
またこの歌は『大納言経信集』（四〇）にも見られ、その詞書に「花契多春有序」とあり、この歌会の序を経信が書いたことがわかる。

「花契多春」の歌題を持つ歌で、師実の「ちよまで」との歌と同じ折に詠まれたらしい歌は、次に示す『統後撰集』（賀、一三四四）や『六条修理大夫顕季集』（一六）があげられる。

應徳元年三月、中殿にて花契多春といふことを講ぜられけるに
大納言俊明

きみがよの春にちぎれる花なればまだ行す系のかぎりなきかな
（統後撰集、賀、一三四四）

三条の内裏にわたらせたまひてはじめてうたよませたまひしに、はなおほくの春を契るといふ題を

きみが代のちとせのはるにさくら花これやはじめのほひなるらん（六条修理大夫顕季集、一六）

右の『統後撰集』の詞書より、歌会は「中殿」において応徳元年三月に行われたことが判明するが、『江記逸文集成』所載の「中殿御会部類記」応徳元年三月十六日条によると、次のようにさらに詳しいことがわかる。

於皇居三條殿、始有和歌、頗雖有召、依所勞不参、……亥時許出御、被和歌序題、民部卿題云、花契多年、講師頭弁、……

右の記事の中、歌題が「花契多年」となっているが、『群書類従』

所収の「貞治六年中殿御会記」によると、「白河院応徳元年三月左大弁匡房に勅して、花契多春といふ題を献せしめて中殿にて講ぜられき」とある。歌題については「中殿御会部類記」の「花契多年」は「花契多春」の誤りであろう。

『新統古今集』（賀、七五二）に次の歌がある。

寛治元年十一月、鳥羽殿にて、松影浮水といふ事を講ぜられけるに
京極前関白太政大臣

⑰千とせへて花さく松のいとどしくのどけき水に影ぞうつれる

この歌と同じ歌題を持つ歌が、『大納言経信集』（一九四）と『江師集』（一五六）にあり、おそらく同じ折に詠まれたものであろう。詠作年時は寛治元年十一月。師実 は四十六歳、従一位摂政であった。

『師実集』一三番歌に次の歌がある。

おほんかへし、撰津

八千年も栖べきやどのあるじをばよろづよ左右もきみぞ見るべき（一二三）

この歌は返歌のみ断簡に残っているが、贈答歌が『前斎院撰津集』に次のように見える。

高陽院にわたらせ給へるはじめに、人人にいはひのうたよませさせ給ひしに

いけ水のすむにしらるるちとせをばきみが心にまかせたるべし

（一）

そのうたども申して、とおほせられて、関白どの

⑱こののはるかにさかゆまつの葉のちよの千とせにいはひこめつつ（二）

御返し

やちとせもすむべきやどのあるじをばよろづ代までも君ぞみるべき（三）

なお、右の「いけ水の」の歌は『雲葉集』（賀、九一一）にも次のようにみえる。

高陽院にわたりたまへるはじめつかた、祝言よみ侍りけるに
太皇太后宮撰津

いけみづのすむにしらるるちとせをばきみがこころにまかせたるべし

『斎院撰津集』については佐藤裕子氏が詳しく論じられている（『斎院撰津—撰津集を中心に—』中古文学論叢第三号昭和五十七年十月）。それによると、冒頭九首は師実関係の歌を配置し、一〇〜五七番歌まではほぼ年代順に配列している。また撰津が斎院令子内親王に仕えていた時期のみが所収されているという。これらのことを踏まえて右の一〜三番歌を考えると、二番歌の「関白どの」は当然師実であろうし、一番歌の「高陽院にわたらせ給へる」の主語も師実とみることができようか。

『後二条師通記』等によれば、寛治六年七月十日に師実は東三條殿より高陽院に移徙したことが記されている。この時の高陽院は第四期高陽院である。寛治三年夏から造営に着手し、寛治六年七月に師実の移徙に及んでいる。

『千載集』（春上、四三三）に次の歌がある。

白川院はな御らむじにおましましけるに、めしなかりければ、よみてたてまつり侍りける
京極前太政大臣

⑲山ざくらたづぬときくにさそはれぬ老のこころのあくがるかな

右歌は、白河院が花見に出掛けたのであるが、師実が声か掛からなかつたので、師実が「さそはれぬ」と羨んだ歌を贈ったというもの。上條彰次氏がすでに指摘されている（『千載和歌集』和泉古典叢書8一九九四年和泉書院）が、この歌は『中右記』寛治七年三月八日条に、

今日上皇有御幸法勝寺、是為御覽新御塔之處也、其次於常行堂前庭、人、有上鞠之興、前駟或布衣、依御覽白河邊之山花也、午後大雨、則還御、關白殿以御隨身右近番長秦公胤令進鞠給、則相具有御歌、詞云、

山櫻尋ヌトキケトサソハレヌオイノコ、ロモアクカレニケリ

春日詣已近、有御幸堂中、頗人、有不甘心之氣、と見える。右の記事より、年時は寛治七年三月八日と知られる。当該歌は『続古事談』（第二）に師実と白河院の贈答という形で次のように載っている。

白河院法勝寺ニヲハシマシテ花ヲ御覽ジテ、常行堂ノ前ニテ人々マリツカウマツリケルニ、殿ヨリ隨身公種シテマリヲタテマツリ給テ、

山桜タツヌトキケドサソハレヌライノ心ノアクガル、哉

御返

山フカクタツネニハコデサクラ花ナニカ心ヲアクガラス覽

右の「山フカク」の歌は白河院の御製で、この歌は『風雅集』（春中、一八一）や『万代集』（春下、二八八）にも次のように見える。

寛治七年三月十日、法勝寺の花御覽じけるついでに、常行堂のまへに人人まりつかうまつりけるに、京極前関白太政

大臣まりをたてまつるとて、たづぬときくにさそはれぬ、と奏し侍りける御返し

白河院御歌

山ふかくたづねにはこでさくら花なしこころをあくがらすらむ（風雅集、一八一）

北山の花御覽じけるととき、京極前関白太政大臣歌をたてまつりて侍りけるに

白河院御製

山ふかくたづねにはこでさくらばななしこころをあくがらすらむ（万代集、二八八）

右の『風雅集』には「寛治七年三月十日」という年時が記載されているが、『中右記』の記事より、これは「三月八日」の誤りではないかと思われる。

師実と師実の贈答歌を二組『後二条師通記』に見出したのは久保木哲夫氏である。まず、寛治七年（一〇九三）七月七日条に次のように見られる。

（朱）「於高陽院和哥事」

天晴、申剋許參殿、不居饗饌、於虹橋先有絲竹事、居菓子許之、已及秉燭、瓊章置之、講師了、次女房六人和哥、自御簾中置扇上被出之云々、右中弁承仰、予取之置之、以有信令誦之、帰宅、為違方渡御堂之、

織女者扇乃風乃涼左仁天乃河者波立野益牟

御返

②伊都より裳扇乃風乃涼之左に織女都女はう礼しか留良む

高陽院で七夕和歌会が行われた。この贈答は当日の会が終え、師通が帰宅して二人の間で交された贈答である。両歌とも他文献に見られない。

師通と師実の贈答がさらに『後二条師通記』寛治七年十月四日条に次のように見られる。

過殿御車間遣出之云々、寄前僧正房飲食、殿下予候、無他人云々、会坂関水予読歌、

会坂の峯の紅葉を見渡者夜の霖雨亦膽にけり

招盛長、語其由之處、言語之次、申殿下了、御返事、

②しぐれにて峯の紅葉者色づけり関のし水に景者見由らむ

歌の背景は次のようなことであつた。寛治七年十月三日に白河院ならびに郁芳門院の日吉社への御幸があつた。師実以下の公卿たちも扈從した。その翌日の四日、帰途に逢坂の関で二人は歌を交した。この両歌も他文献には見出せない。

『師実集』で詞書のみ伝えられている断簡に次のようなものがある。

閏三月はべりけるとし、齋院にまいらたまひて

この詞書の断簡については、久曾神氏のご指摘のように、次の『新勅撰集』（神祇、五四八）と同じものである。

潤三月侍りけるとし、齋院にまゐりて、長官めしいでて、

女房の中につかはしける

京極前関白太政大臣

②春は猶のこれるものをさくら花しめのうちにはちりはてにけり久保木氏は同じ歌が『続古事談』（巻二、臣節）に載っていることを指摘され、内容についても言及されている。それによると、詠作年時は寛治八年三月三十日であり、師実五十三歳、従一位関白の時のこととなる。

『師実集』一一番歌は次の歌である。

嘉保元年八月十五夜、鳥羽殿にて、池上月

③おほぞらもいけのおもてもくもりなくさやけさまさるあきのよなよな（一一）

「嘉保元年八月十五夜」と年時がはつきりと記されている。嘉保元年は改元が十二月十五日なので、厳密に言えば、寛治八年八月十五夜となる。この歌会は鳥羽殿における、白河院主宰の歌会である。この歌会に言及したものとしては、前の久保木氏のご論や柏木由夫氏の「『金葉集』の白河院と堀河院」（『和歌文学論集6平安後期の和歌』風間書房平成六年五月）がある。

③の歌は『続古今集』（秋上、四〇二）・『秋風集』（秋上、三三七）・『雲葉集』（秋中、五二九）にもとられているが、下句「さやけさまさるあきのよなよな」はみな「こよひはみちてすめる月かな」となっている。「八月十五夜」を詠んでいるだから、「あきのよなよな」という言い方は歌の内容から考えてもそぐわない表現である。

次にあげる『師実集』C番歌は寛治八年八月十九日に行われた、師実主催の高陽院七番歌合の折に詠まれたものである。

康資王母のうすはなざくらのうたを判者経信大納言くれな

ゐのさくらは詩にはつくりはべれど歌によみたることな

なきと難じまうしければあしたにかの康資王母のがりのた

うびつかはしける

④しら雲はたちへだつれどくれなゐのうすはなざくらこころにぞそむ（C）

この歌については久保木氏のご論に詳しい考察がある。

『師実集』（C）や『詞花集』（賀、一八〇）の詞書に「あしたにかの康資王母のがり」とあることより、詠作年時は、当該歌合

の行われた翌日、寛治八年八月二十日と思われる。

『千載集』（春下）に次の歌がある。

京極の家にて十種供養し侍りける時、白河院みゆきさせたまひて、又の日歌たてまつらせ給ひけるにより侍りける

京極前太政大臣

②さくら花おほくの春にあひぬれど昨日けふをやためしにはせん

(五〇)

後二条関白内大臣

はなざかりはるの山べをみわたせばそらさへにほふ心ちこそすれ (五一)

右衛門督基忠

さきにほふ花のあたりは春ながらたえせぬやどのみゆきとぞみる (五二)

「京極殿」で「十種供養」が行われた折、白河院が郁芳門院を伴って御幸されたことは、『百鍊抄』『中右記』等の史料に詳しく記されてい、詠作年時は永長元年二月廿三日であると知られる。

右の師実詠考察の前に、記録類に「十種供養」の様子等が、詳しく記されているので、最初にそれらを見てみよう。例えば、『百鍊抄』永長元年二月廿二日条に次の記事が見える。

上皇、郁芳門院、臨幸前太政大臣京極第、有十種供養事。翌日有和歌管絃之興、…

「十種供養」に「和歌管絃之興」が伴い、廿二日・廿三日の二日間及ぶ催しであったことがわかる。白河院が郁芳門院とともに行幸したこともわかる。『中右記』『後二条師通記』ではさらに詳しく記されている。『中右記』永長元年二月廿二日条には、

…今日於京極殿御堂有十種供養、兼日作式、如大法会歟、為法会光華上皇并女院有御幸、…

とある。この「十種供養」という法会に華を添えるために、白河院と郁芳門院が御幸したのである。また同月廿二日条に記されている、和歌を講じた部分をあげると、

…左大臣書和歌題入柳管覧上皇、御覽之後返給、一々見下、律、青柳・万歳桑、御遊了人々進和歌、文臺御硯管蓋、公卿十九人皆悉進歌、殿上人十二人依選進和歌、修理大輔顯季朝臣・頭弁師

頼々、頭中将国信朝臣・右大弁基綱朝臣・宗忠・四位少将能俊朝臣・新中将

忠教朝臣・権中将顯実朝臣・藏人少納言成宗・兵衛佐師時・判官代若狭守顯隆・

院藏人秀才実光、召頭弁師頼為講師、左大臣為読師、左大臣序題

優美之由人々感歎、女房歌二首、臣下之歌講了後有御製、召

権中納言匡房卿為講師、御製之趣神也妙也、上下群臣皆以感歎、

後代美談何事如之哉、…

とあり、公卿十九人、殿上人十二人が参加され、左大臣源俊房が題

者・序者・読師であったことや女房の和歌も二首詠進されたところ。

それでは、師実歌について見てみよう。師実詠は、下句で「昨日

けふをやためしにはせん」とその意気込みが溢れている。十種供養

ならびに翌日行われた管絃・和歌の盛儀な様子が将来、規範となる

ような、そんな催しにしようというのである。白河院ならびに郁芳

門院などがそのために御幸するというように、大きな華を添えている。その折の師実詠は『続詞花集』（春下）にも次のように収められている。

京極の家に白河院みゆきせさせ給ひて又の日、人人に歌よ
ませさせ給ひけるに
京極前太政大臣

桜花おほくの春にあひぬれど昨日今日をやためしにはせん（三
九）

また、同じ折に詠まれた歌は、題者・序者・読師を務めた左大臣源
俊房の歌が『新古今集』（雑上）に次のように見られる。

京極前太政大臣家に、白河院みゆきし給ひて、又の日、花
歌たてまつられけるによみ侍りける 堀河左大臣

老いにけるしらがも花ももろともにつふの御行に雪と見えけり
（一四六一）

『和漢兼作集』（春中）に藤原季仲の歌が、

白河院京極前閑白家に御幸ありて人人翫花といふことをつ
かうまつりけるに 権中納言藤原季仲

千代ふべきやどのしるしの花の色もけふのみゆきにはほひそひ
つつ（一六四）

と見える。顕季もその家集『六条修理大夫顕季集』に、

二月廿二日京極殿に御幸ありしにまたの日、はなをもてあ
そぶといふ題をよみしに

さくら花にほふさかりのやどなればなほをりてこそ見まくほし
けれ（二九）

と見える。『江帥集』の次の歌も同じ折のものであろう。

京極殿のみゆきに、花

きみがよにちとせをふべきさくらばないろものどかにみえまが
ふかな（二八）

以上、参集した人々の和歌について見てきた。この催しで白河院

も、師実を寿ぐ歌を『金葉集』（春部）に次のように残している。

宇治前太政大臣京極の家の御幸

院御製

春がすみたちかへるべきそらぞなきはなのほひにこころとま
りて（三五）

『師実集』一二番歌に次の歌がある。

花契千年

②⑥さきそむるわかきのむめも見つれどもちとせのはるにかみさび
ぬべし（一一）

右歌は他文献には見出せないが、「花契千年」という歌題の歌は
『続後撰集』（賀、一三四五 匡房）、『俊忠集』（一四八）に見られ
る。また『中右記』永長元年三月十一日条より、詠作年時は嘉保三
年（永長への改元は十二月十七日）三月十一日と知られる。

『師実集』一六番歌は次の歌である。

⑦ちはやぶるいつきのみやのありすがはまつとともにぞかげはす
むべき（一六）

この歌は『千載集』（賀、六一六）に次のように詠まれている。

二条太皇太后宮、賀茂のいつきと申しける時、本院にて松
枝映水といへる心をよみ侍りける 京極前太政大臣

ちはやぶるいつきの宮のありす川松とともにぞかげはすむべき
また『月詣集』（正月・附賀、七三）や『定家八代抄』（六〇一）に
も、『千載集』と大きな異同もなくとられている。

右の「二条太皇太后宮」とは白河院第三皇女令子内親王のことで
ある。令子が賀茂の齋院であったのは、寛治三年（一〇八九）六月
から承徳三年（一一九九）六月までの間であるので、この期間に詠
まれた歌といえる。令子の母賢子が、師実の養女なので、令子は師

実にとつて孫にあたる。

さてこの「ちはやぶる」の歌は諸注釈等によれば、例えば『千載和歌集』（新日本古典文学大系、片野達郎・松野陽一氏校注岩波書店一九九三年）によれば、

康和元年（一〇九九）四月一日歌会か（師通記、題「松葉映水」）などと指摘されている。『後二条師通記』康和元年四月一日条には、

……於齋院可有和歌、題者余所釈申也、松葉映水、令中将家政覽於殿、归来云、御覽了、

とあり、「松葉映水」という歌題が出されたのである。つづく『後二条師通記』康和元年四月三日条には、

……未剋参京極殿、人、参会、参齋院小弓、次鞠、殿上人以下所勤仕也、酒希了於簀子敷有管絃事、秉燭之後講和歌、中宮大夫・権大納言・左大将・二位中納言・頭弁家忠、

とある。齋院で和歌が講ぜられたということが記されている。つまり四月一日に歌題「松葉映水」が出され、三日に和歌が講ぜられたということであろう。『千載集』に収められた「ちはやぶる」の歌は、歌題が「松枝映水」となっているが、次の二首からおそらく「松葉映水」の誤りと思われる。「松葉映水」の歌題を持つ歌『大式集』（八二二）に、

本院にて人人まゐりて、まつのはみづにえいずといふ心、
よませたまひしに

のどかなるみづにうつれるまつかげはちよをばかとはと見するなりけり

の歌があり、『撰津集』（五三三）に、

四月一日、殿ばら、人人ぐしてまゐらせ給ひて、うたよま

せ給ひしに、まつのは水にえいず、といふ題

ちとせふるきみがときはのまつのははみづにうつれるかげものどけし

の歌がある。『撰津集』は詞書に「四月一日」とあるが、『中右記』の記事より、歌が披講されたのは四月三日と考えて差し支えあるまい。

ところで『秋風集』（神祇、六二四）に次のように興味深い歌が見える。

康和元年四月三日、齋院にて、松みづに映ずといふことを
かうぜられけるによみ侍りける 富家入道前関白

ありす河松のよはひのかけ見えて千よもいつきのすみぬべきかな

四月三日に齋院で「松みづに映ず」という歌題で歌が詠まれたというのである。作者は師実の孫に当る忠実である。歌題が少し異なるが、この歌も「ちはやぶる」の歌と同じ折のものである。時に忠実二十二歳。

以上述べてきたことをまとめると、康和元年四月一日に齋院において「松葉映水」という歌題が出された。四月三日、齋院でその歌題の歌が披講された。その折の歌が、『師実集』（一一六）・『大式集』（八二二）・『撰津集』（五三三）・『秋風集』（六二四）などに収められた。大式も撰津も令子内親王に仕えた女房で、師実、忠実といずれも齋院令子内親王と関わりの深い人たちばかりである。齋院令子の和歌活動の一端がうかがえる。

康和元年五月以後の師実詠は見出せない。

以下には詠作年時の特定できないものをあげる。

②⑧ちるをとたかくきこゆなるかは(師実集一)

名所

②⑨すまのうらはあまのはらにぞかよふなるもしほのけぶりたえず
たちつ、(師実集二)

秋花移庭

③⑩わがやどにあきの、べをばうつせりとはな見にゆかむひとつ
げばや(師実集五)

この歌は『後拾遺集』(秋上、三二九)『和歌一字抄』(五五三)(七
九六)『題林愚抄』(三三四六)にとられている。

船過芦洲

③⑪かはふねのあしまをすぐるをとすれ□ゆくらむかたの見えもせ
ぬかな(師実集六)

いはひのこゝろをよみたまひける

③⑫きみがよのいと、ひさしくなりぬればちとせのまつもわかえさ
しけり(師実集一五)

この歌は『万代集』(賀、三七六六)『新後拾遺集』(慶賀、一五三
七)にとられている。

題しらず

京極前関白太政大臣

③⑬みかさ山みねよりいづる月かげのあまつそらにもてりまさるか
な(続後撰集・秋中三二八)

右歌は『万代集』(秋下、一〇二九)にとられている。

法性寺はなざかりなるをみて

よろづよのはるをかねたるさくらばなこずゑまさりにさかむと
すらん(肥後集三五)

御返し、さぎの大上大臣

③⑭おほちよりにほひおきけるはるなればこずゑまさりにはなもさ
くらむ(肥後集三六)

師実詠歌三十四首のうち、二十七首は詠作年時が確定できたが、
残りの七首については、はっきりと特定することができなかった。
今後新出資料等が出てくれば、さらに師実の和歌活動もその内容が
詳しくなる時が来るだろう。

五まとめ

この師実和歌集成作業を通して、気づいたいくつかの点を以下に
あげ、まとめたい。

師実の和歌活動は①の伊勢大輔との贈答から始まる。師実十四・
五歳、あるいは十七から十九歳の時に詠まれたこの贈答は、撰闕家
の御曹子たるにふさわしい教養を身につけるための一場面として
も、捉えることができよう。③・④は、師実の姉四條宮寛子第にお
ける、康資王母や下野との贈答で、青年師実の姿を彷彿させてくれ
る。①③④はいずれもケの歌であるが、その他では歌会などといっ
たハレの歌が目立つ。②⑦の歌は康和元年四月三日に詠まれたもので
あるが、それ以降の師実詠は見出せない。跡継ぎの師通が亡くなっ
たのは、康和元年六月。将来を嘱望されていた師通の死は、師実に
大きなショックを与えたものと思われる。晩年の師実の和歌活動に
大きな影響をもたらしたのであるか。

院政期の和歌活動は従来白河院を中心として研究されてきたよう
に思えるが、視点を変えて、撰闕家の和歌活動に重点を置いて研究
することが必要であると思う。師実の詠歌そのものについての研究

ももちろんだが、師実主宰の高陽院七番歌合などの研究も合わせて行うべきだろう。

⑦の歌は齋院を舞台としたものであるが、齋院令子内親王は師実にとつて、孫娘に当たる人物である。齋院の後見も当然師実がしていることと思われるが、齋院の和歌活動に彼がどのように関わっているのかも興味深いところである。

『師実集』断簡で、例えば、四番歌から十番歌まではひとまとまりになっている断簡である。従来それらの歌は年次順に置かれていると考えられていたが、詳しく考察してみると、必ずしも年次順になっていないのである。この点については稿をかえて述べたい。

最後に、院政期の和歌活動全体を明確にするためには、師実に関する史的資料等も駆使して、師実の伝記的研究をまとめることが大切であると考える。